

専決処分の報告について

秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古谷義幸



専 決 処 分 書

秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月28日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

農業委員会等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市条例第 23 号

秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

秦野市実費弁償に関する条例（昭和 39 年秦野市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項」を「農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

報告第15号 秦野市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(実費弁償の種類)</p> <p>第2条 実費弁償は、次に掲げる者に対して支給する。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項</u>の規定により農業委員会の請求に応じて関係人として出頭した者</p> <p>(8)－(12) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(実費弁償の種類)</p> <p>第2条 実費弁償は、次に掲げる者に対して支給する。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) <u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第1項</u>の規定により農業委員会の請求に応じて関係人として出頭した者</p> <p>(8)－(12) (略)</p>